

特定商取引法&割賦販売法が 2009 年 12 月 1 日より変わりました。

二つの消費者を守る法律が強化されました。

特定商取引法とは、どんな法律でしょう？

消費者被害のうち契約被害から消費者を守る法律です。訪問販売や電話勧誘販売、連鎖販売取引（マルチ商法）、特定継続的役務提供（エステや学習塾等）、業務提供誘引販売（内職商法）、ネガティブオプション（送りつけ商法）などが対象になります。

割賦販売法とはどんな法律でしょう？

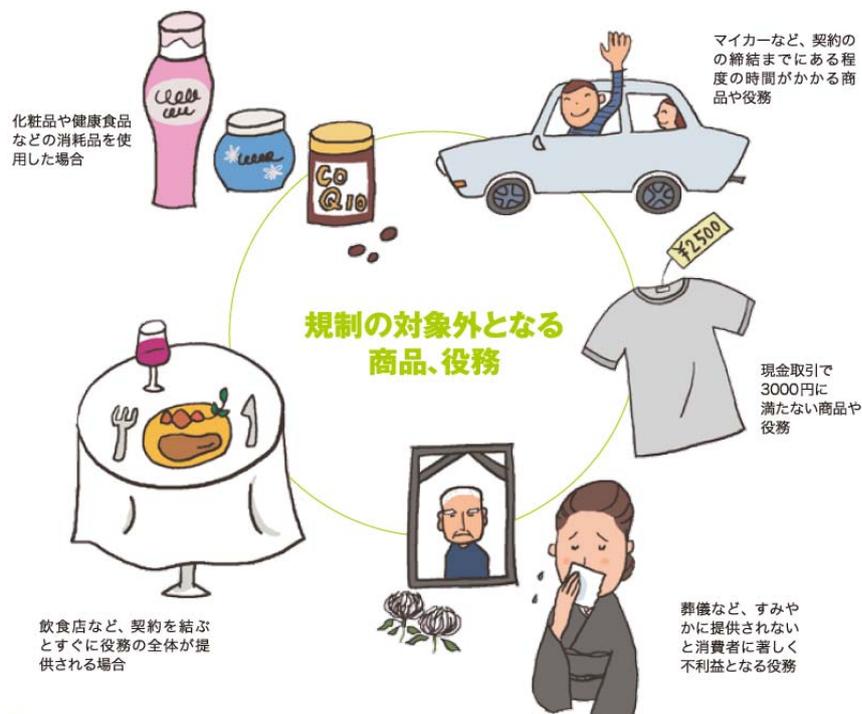
商品購入時に、代金を分割にして支払う場合に適用される法律です。リボルビング払いやデパートの友の会等の前払式特定取引も対象になります。

①指定商品・指定役務制を廃止して、原則すべての商品・サービスが規制対象になりました。（特商法・割賦販売法）

これまでは指定された商品・サービスや被害が顕在化したものが規制の対象だったため、悪質業者による規制の抜け穴をくぐる行為で、消費者被害が発生することがありました。消費者被害未然防止のために、全商品・全役務が対象になりました。割賦販売法では不動産の販売を除きます。

②クーリング・オフの適用除外があります。（特商法・割賦販売法）

他の法律によって消費者保護が適切に図られている商品等は前端的に適用除外されます。その上で・・・



通信販売にはクーリング・オフ制度はありません。

**③訪問販売で、断っている場合の勧誘の継続や再勧誘が禁止されました。
(特商法)**

訪問販売業者は消費者から勧誘を受ける意思があるか確認するように努めなければなりません。もし、消費者が契約しない旨の意思を表示した場合にはそれ以上の勧誘が禁止されました。

契約しないときには、事業者名を聞き取ってはっきり「いりません」と断りましょう。記録しておくことも大切です。

訪問販売お断りシールはどの事業者に、どの期間、商品を断っているかがはっきりしないので、シールだけでは勧誘を断ったことにはなりません。

**④訪問販売で通常必要とされる量を著しく超える商品等の契約（過量販売）があったときには、契約後1年間は契約の解除をすることができます。
(特商法)**

悪質な販売業者は、「たくさん買うと安くなるから」などと言葉巧みに勧誘をし、クレジットを利用して高額な契約をさせることがあります。高齢な両親と離れて暮らす方は、年に一度は確認してみることも有効です。契約解除後はクーリング・オフのルールと同じになります。

高齢者等が布団類や浄水器等を何台も契約させられる被害が多発しました。これまでは、訪問販売のクーリング・オフ期間の8日間を過ぎてしまった場合には、話し合いによる契約解除（合意解除）になり、既払い金を放棄する例が多く見られました。



⑤通信販売・インターネット取引等において、返品特約の記載がない場合には8日間の返品が可能になりました。(特商法)

返品送料は消費者の負担になりますのでご注意ください。

⑥消費者があらかじめ承諾・請求しない限り、電子メール広告の送信は原則的に禁止されました。(特商法)

違反した事業者には国や都道府県から指示（業務改善命令）や業務停止命令が行われます。指示違反の場合には100万円以下の罰金、業務停止命令違反の場合には2年以下の懲役または300万円以下の罰金あるいはその両方の措置があります。

⑦割賦販売法の定義が見直しになりました。(割賦販売法)

2ヶ月以上、1・2回払い以上の分割払い、リボ払いが適用になり、ボーナス一括払いも対象になりました。販売事業者は所定の取引条件の表示や書面の交付が必要になります。翌月1回払い（マンスリークリア）については、決済機能とみなし対象になりません。

⑧個別信用購入あっせん契約において、与信契約をクーリング・オフすれば販売契約も同時にクーリング・オフされるようになりました。(割賦販売法)

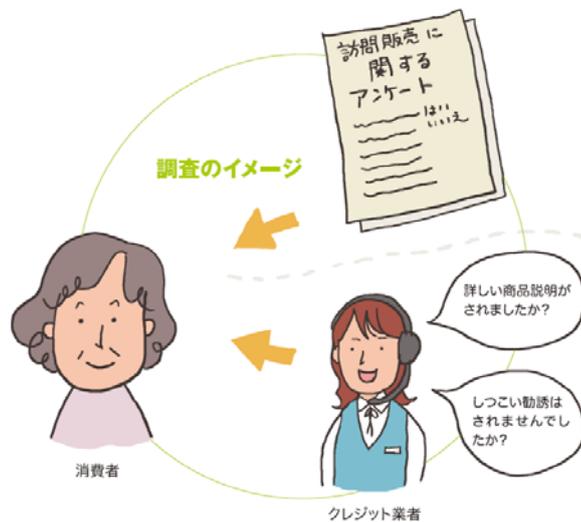
クーリング・オフした場合には、クレジット会社にすでに支払った金額の返還も請求できます。

2回払い以上が対象ですから気をつけましょう。念のため、販売業者へのクーリング・オフもお勧めします。



⑨個別クレジット業者に加盟店管理を義務づけ、不適正な勧誘があれば消費者への与信を禁止します。(割賦販売法)

クレジット業者は勧誘時に偽りの説明や居座り等の禁止されている行為が無かったか、重要事項の説明はされたか等を調査します。問題があった場合には、与信が禁止されます。違反した場合には行政処分が課せられます。



⑩勧誘方法に問題があったり、過量販売の場合の解約後の返金のルールが明確になりました。(割賦販売法)

これまで、悪質商法の様々な違法勧誘による契約を解約しても、悪質業者が倒産や行方不明になり返還金を踏み倒す事例が発生していました。未払い金は支払い拒絶できても既払い金は返還されません。そこで、販売業者による悪質な勧誘行為があり、クレジットと販売契約が無効になった場合には清算ルールが適用されます。

- ① クレジット業者が販売業者に支払った立替金は販売業者が返還義務を負います。
- ② 消費者がクレジット業者に支払った既払い金はクレジット業者が消費者に返還します。

⑪クレジット事業者は指定信用情報機関を利用して消費者の支払い可能見込額を算定するための調査が必要になりました。(割賦販売法)

支払い能力を超える与信が禁止されることによって、高齢者が高額なローンを抱えることや多重債務の防止に繋がります。

消費者が知っておきたいことは、支払い見込み額を超えるクレジットカードの交付やクレジット契約が禁止された点です。具体的には、利用額 30 万円までのクレジットカードは簡単な審査で交付できますが、自社のカード債務が 50 万円を超える、または他社を含む債務総額が 100 万円を越える場合には、指定信用情報機関を利用した調査が必要になります。更新の場合には、債務残高が 5 万円未満の場合には審査不要です。

⑫クレジット会社に対して、個人情報保護法でカバーされていないクレジットカード情報の漏えいや不正入手した者を刑事罰の対象とします。(割賦販売法)

クレジットカード会社、加盟店等、これらの従業員、退職者によって行われるクレジットカード番号等の不正目的による第三者の提供、または盗用に関する罰則が強化されました。3年以下の懲役または50万円以下の罰金となります。



詳しくは
経済産業省「消費生活安心ガイド」をごらん下さい。
<http://www.no-trouble.jp/index.html#1233037895737>